笠原こども園調理室消耗品購入事業　仕様書

**1.　概要**

笠原こども園で使用する調理室の消耗品を調達することを目的とする。

**2.　事業番号及び事業名称**

　事業番号及び事業名称は、次の各号に定めるところによる。

（1）事業番号　多保幼消第１号

（2）事業名称　笠原こども園調理室消耗品購入

**3.　納入期限及び納入場所**

　納入期限及び納入場所は、次の各号に定めるところによる。

　令和７年７月１日から稼働予定のため、６月の引き渡し日が確定したのち、発注者と協議し搬入日の決定をおこなうものとする。

（1）納入期限　令和７年６月２６日(木)

（2）納入場所　多治見市笠原保育園（多治見市笠原町１９７４－１）

**4.　納入物品**

設計書内訳書に記載する参考品番と同等及びそれ以上の性能を有する製品であること。

参考品番の他に提案があれば、通知の週の金曜日までに、発注者の承諾を得ること。

**5.　搬入**

　納入物品の搬入に関し、以下に記載する事項に留意すること。

・搬入時において納入物品及び建築物に損傷を与えないよう留意すること。

・納品、検収及び引渡しまでの納入物品管理は、受注者の責任において措置すること。

・使用方法等は、保育幼稚園課職員または、これに代わるべき者の理解が得られるまで説明すること。

・搬入（設置）は、保育幼稚園課職員または、これに代わるべき者と調整を行うこととする。

**6.　検収**

　納入物品の検収に関し、以下に記載する事項の完了をもって検収とする。

・検収は、保育幼稚園課職員または、これに代わるべき者及び受注者双方立会いの上で行うものとする。

　・検収の結果、不備な点がある場合には、直ちに補修・取替えを行い、再検収を受けること。

**7.　留意事項**

　受注者は、次の環境配慮行動に努めるものとする。

・業務周辺環境の清掃及び美化に努めること。

・排出された廃棄物は、発注者と相談の上、受注者が適正に処理処分すること。

・提出書類には、エコマーク商品など環境に配慮した商品を積極的に使用し作成すること。

・その他受注者が行っている環境配慮行動を行うこと。

**8.　保証**

　・引き渡し後であっても、製品の不良等による故障に対しては、納入業者がただちに補修・取替を行い、

　　検収後1年間は保証の義務を負うものとする。（ただし保証書の定める期間が1年以上の場合は、保証書の期間とする。）

**9.　妨害又は不当要求に対する通報義務**

・受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

・受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

**10.　過失における違約金の徴収について**

・この契約に関して、重大な過失等が発生した際、その原因が受注者の責によるものであると客観的に認められた場合、発注者はこの契約及びこの契約に係る変更契約による契約金の20分の１に相当する金額を上限として、受注者に請求できるものとする。

・受注者は発注者が指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。

・違約金は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

・上記定めは、本業務の履行後においても同様とする。

**11.　その他**

　その他記載のない事項については、発注者及び受注者双方協議し処理するものとする。